



海産物の卸業者から、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている。助けて欲しい。代引きでカニを送る」と、突然電話があり、断り切れずに承諾してしまった。

キャンセルしたいが、業者に電話が繋がらない。

消費者庁のイラストを加工

突然の電話勧誘、 その海産物は本当に必要ですか？



ここが重要ベニ！！

●電話勧誘を受けた際には、相手の事業者名や連絡先など、必ず確認しましょう。

- 勧誘されても必要がなければきっぱりと断ることが大切です。話を長引かせずに早く断り、こちらから電話を切りましょう。
- 断り切れず購入してしまっても、電話で勧誘を受けて契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフ（無条件解約）が出来ます。
- 事業者にも電話が繋がらず商品が届いてしまったときは、直ぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター 相談専用電話

023-647-2211

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

いやや

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン 188